

# **第9期相馬市高齢者福祉計画**

# **第9期相馬市介護保険事業計画**

**【令和 6 年度～令和 8 年度】**

**みんなでつくる いつまでも健やかに暮らせるまち 相馬市**



**令和 6 年 3 月**

**相 馬 市**



## はじめに

わが国では、世界に例のない速度で少子高齢化が進み、65歳以上の高齢者人口は平成25年に約3,190万人となり高齢化率は25%を超えるました。さらに、令和5年には約3,624万人、高齢化率は29.0%と超高齢社会を迎えています。

本市におきましても、平成10年に65歳以上の高齢者人口が8,134人となり、高齢化率が20%を超えて以来、令和5年には65歳以上の高齢者人口が10,782人、高齢化率が32.7%と、全国平均より早いスピードで高齢化が進んでおります。



このような中、本市では、令和3年に各種高齢者福祉や介護保険事業の円滑な運営のための具体的施策を総合的に推進するための計画として「第8期相馬市高齢者福祉計画」及び「第8期相馬市介護保険事業計画」を策定いたしました。この計画に基づき、高齢者の積極的な社会参加の促進、介護人材の確保、介護予防の取組、家族介護者の負担軽減などの各種施策の推進に努めてまいりました。

本年度、関係団体で組織する「相馬市地域包括ケア推進会議」において、第8期の検証、また市民のニーズを踏まえた、今後目指すべき方向性を示す、新たな計画についての協議をいただき、このたび「第9期相馬市高齢者福祉計画」及び「第9期相馬市介護保険事業計画」を策定いたしました。

この計画では、令和6年度からの3カ年を計画期間とし、その基本理念を「みんなでつくる いつまでも健やかに暮らせるまち 相馬市」と定めております。継続的な課題に取り組むとともに、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を迎える、市民のニーズ等を踏まえた介護予防事業等を積極的に推進し、出来る限り住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるよう、各種施策を進めることとしております。

今後、この基本理念の実現に向け、市民の皆様とともに各施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました「相馬市地域包括ケア推進会議」の委員のみなさまをはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

相馬市長 立谷秀清



# 目 次

---

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	- 1 -
<b>第1節 計画策定の趣旨</b>	- 1 -
<b>第2節 法令の根拠等</b>	- 2 -
第1 法令の根拠	- 2 -
第2 計画の位置づけ	- 2 -
<b>第3節 計画策定の体制</b>	- 3 -
<b>第4節 計画期間</b>	- 3 -
<b>第5節 計画の進捗管理</b>	- 4 -
<b>第6節 計画の達成状況の点検及び評価</b>	- 4 -
 <b>第2章 計画策定の背景</b>	- 5 -
<b>第1節 高齢者の現状</b>	- 5 -
第1 人口の推移	- 5 -
第2 高齢者の状況	- 8 -
第3 計画策定に係るアンケート調査について	- 12 -
<b>第2節 高齢者福祉サービスの現状と課題</b>	- 19 -
第1 高齢者福祉施策	- 19 -
第2 介護サービスの現状と課題	- 30 -
 <b>第3章 基本理念と基本目標</b>	- 46 -
<b>第1節 基本理念</b>	- 46 -
<b>第2節 基本目標</b>	- 47 -

第3節 主要施策	48 -
第4節 日常生活圈域	49 -
第4章 施策の展開	50 -
第1節 高齢者福祉の充実	50 -
第1 保健・福祉サービスの提供	50 -
第2 生きがいづくりの推進	53 -
第3 就労対策の充実	54 -
第4 認知症高齢者支援の推進	55 -
第5 交通弱者、買い物弱者への支援	56 -
第6 孤独死対策	57 -
第7 高齢者の権利擁護の推進	58 -
第8 高齢者の居住支援	59 -
第9 被災した高齢者への支援	59 -
第10 災害時における高齢者への支援	60 -
第2節 介護保険事業の効率的な運用	61 -
第1 介護に携わる人材の育成	61 -
第2 地域包括ケアシステムの推進	63 -
第3 適切な介護サービスの提供	69 -
第4 介護保険制度の健全な運営	81 -
第5 自立支援・介護予防・重度化防止の取組み及び目標設定	82 -
第6 介護給付等に要する費用の適正化の取組み及び目標設定	86 -
第5章 介護サービスの見込み	90 -
第1節 人口の推計	90 -
第2節 要支援・要介護認定者数の推計	91 -
第3節 介護サービス事業量及び給付費等の推計	92 -

第 1 介護サービスの見込み量と事業費の推計	92 -
第 2 地域支援事業	98 -
<b>第 4 節 介護保険料</b>	<b>100 -</b>
第 1 介護保険の財源内訳	100 -
第 2 第 1 号被保険者の保険料について	101 -
<b>第 6 章 円滑な実施のための体制整備</b>	<b>105 -</b>
<b>第 1 節 円滑な計画推進のために</b>	<b>105 -</b>
第 1 相談及び支援体制の充実	106 -
第 2 情報提供体制の充実と広報活動	109 -
第 3 介護サービスの質的向上	111 -
第 4 地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に向けた取組みの推進	113 -
<b>資 料</b>	<b>114 -</b>
1 相馬市地域包括ケア推進会議設置要綱	114 -
2 相馬市地域包括ケア推進会議委員名簿	117 -
3 策定経過	118 -



## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

我が国における65歳以上の高齢者の人口は、令和5年10月1日時点で3,624万人であり、総人口に占める割合は29.0%となり、増加を続けています。

令和7年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、総人口に占める高齢者人口の割合は、更に高くなるものと見込まれます。

本市においては、令和5年10月1日時点での65歳以上の高齢者の割合は32.7%、75歳以上の高齢者の割合は16.9%と、国や県の割合より高く、高齢者への福祉施策は喫緊の課題となっています。

今後、更に高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、安定した介護保険事業の運営や、人材育成等を含めた高齢者支援対策が不可欠です。

そのためにはこれまでに構築し運用してきた、行政、各機関、団体、NPO法人、ボランティア等が一体となり、医療、介護、介護予防、住まい、及び自立した日常生活の支援を包括して確保する地域包括ケアシステムの更なる深化が重要です。

本計画は、介護保険法等の改正を踏まえたうえで、第8期計画の施策や実績、課題等を検討しながら見直しを図り、高齢者がいつまでも心身ともに健やかで安心して暮らすことのできる相馬市を目指すため、その実現に向けた計画を策定するものです。

## 第2節 法令の根拠等

---

### 第1 法令の根拠

第9期相馬市高齢者福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定するものです。

また、第9期相馬市介護保険事業計画は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づき、3年を1期とする本市が行う介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

市は、この2つの計画について、高齢者福祉に関する政策全般にわたる計画と位置づけ、高齢者福祉に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策を記載します。

### 第2 計画の位置づけ

この計画は、令和3年3月に策定された第8期相馬市高齢者福祉計画及び第8期相馬市介護保険事業計画を継承するものです。

策定にあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、県が策定する「第9次福島県高齢者福祉計画・第8次介護保険事業支援計画(うつくしま高齢者いきいきプラン)」や、市の上位計画である「相馬市総合計画(相馬市マスターplan 2017)」・「相馬市復興計画」・「相馬市地方創生総合戦略」を進めるため、具体的な内容を定めるものとします。

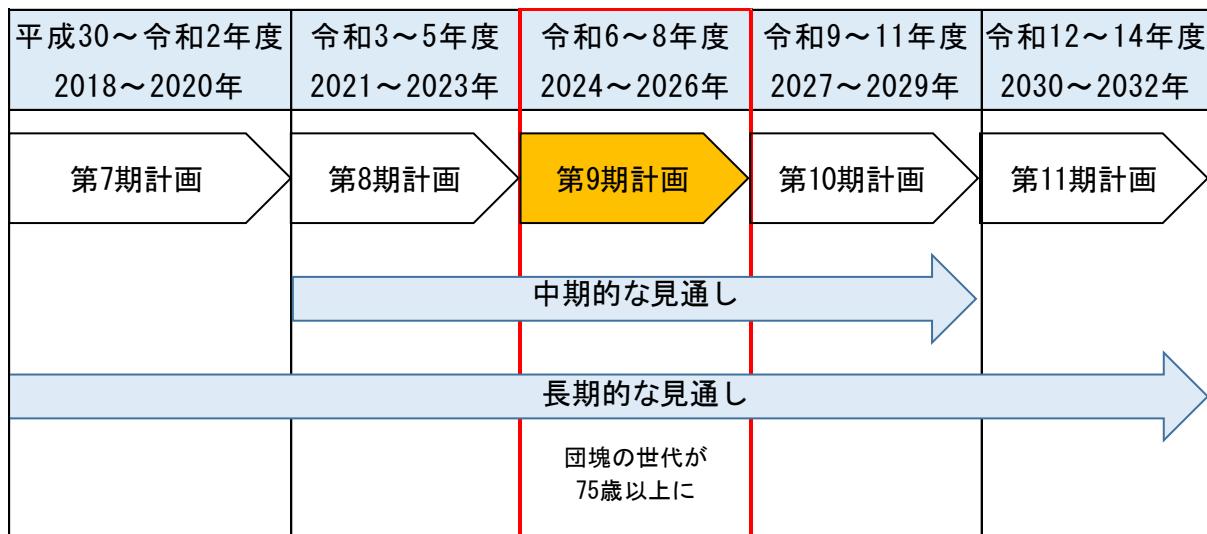
## 第3節 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、市民の意見や、保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者及びその家族などの意見を反映させるため、地域の代表者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者等で構成される「相馬市地域包括ケア推進会議」において検討・協議を経て策定しました。

## 第4節 計画期間

本計画の対象期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3か年を計画期間とします。今後、少子高齢化が更に進む中、計画期間中には、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を含んでいます。更にその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、中長期的な視点に立った計画となっています。

### 【計画期間】



## 第5節 計画の進捗管理

---

計画の確実な実行を図るため、「相馬市地域包括ケア推進会議」において、各取組みについての進捗状況の確認や検証を行うとともに、高齢者への適切な支援を図るために必要な取組みや、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制について検討を行います。

## 第6節 計画の達成状況の点検及び評価

---

介護保険法に基づき、市町村及び都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うことになっています。

市は、PDCAサイクル（※1）を活用して、計画において示した施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について広く公表します。

### （※1）PDCAサイクル

Plan（立案・計画）・Do（実施）・Check（検証・評価）・Act（改善）の頭文字を取ったもので、政策や事業活動に際して計画から見直しまで一貫して行い、更にそれを次の計画や事業に活かそうという考え方です。